

令和5年4月から、 都営住宅が申込みしやすくなります！

資料 1 1



1 若年夫婦・子育て世帯向募集（毎月募集）の募集戸数を増やします！

2 18歳未満の子供がいれば、若年夫婦・子育て世帯向募集（毎月募集）に申込可能になります！

※詳細は裏面上段

3 結婚予定者向に交通利便性の高い住宅を募集します！

※詳細は裏面中段

4 2人世帯でも応募できる広い住宅を増やします！

⇒従来、3・4人以上の世帯でないと申込みができなかった多摩部の広い住宅の多くを2人以上の世帯でも応募可能とします。

◎申込みや募集の詳細は東京都住宅供給公社HPから

（申込みにあたっては、収入要件等があります）

スマホ・パソコンから
申込可能です！

※聴覚に障害のある方で、募集の内容についてのご質問のある場合はお名前・連絡先を明記の上、FAXでご連絡ください。 FAX：03-3409-4527

J K K 東京 都営住宅 検索



◆若年夫婦・子育て世帯向（毎月募集）の対象世帯拡大

【対象世帯】

①②のいずれかに該当することが必要です。

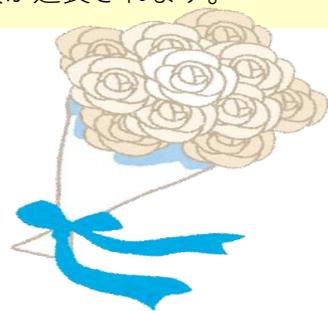
- ①世帯構成が「夫婦」、「夫婦と子」または「ひとり親と子」のいずれかで、年齢が「全員が40歳未満」
- ②「18歳未満の者がいる」【今回の拡大】

※「夫婦」には、「事実婚の方」「申込者とそのパートナーシップ関係の方」「婚約者同士、事実婚又はパートナーシップ関係となる予定の方」を含みます。

◆結婚予定者向募集（定期使用住宅）の概要

結婚を希望する方々を支援する都の施策の一環として、毎月募集において**交通利便性の高い住戸**を結婚予定者向に募集します。

募集戸数	月20戸程度（年間250戸）
対象世帯	婚約者同士で、全員40歳未満（お子さまを含む申込みもできます。） 【注】入居手続きまでに婚姻する必要があります。
備考	10年間の定期使用住宅となります。 【注】入居から10年経過した時点で子がいる場合は、最年少の子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで入居期限が延長されます。



※「婚約者」には、「事実婚予定の方」及び「パートナーシップ関係となる予定の方」を含みます。

（事実婚したことやパートナーシップ関係となったことについて、資格審査時に住民票や証明書で確認できることが必要です）

◎都営住宅の募集スケジュール

- ・毎月募集は毎月中旬～下旬に実施します。
- ・毎月募集のほか、年4回の定期募集や随時募集があります。
- ・毎月募集、定期募集の入居予定者は抽せんで決定します。
（一部、住宅困窮度により入居予定者を決定する募集があります）
- ・随時募集は、先着順で通年募集しています。
（家族向けの募集です。单身の方は申込できません。）

◎都営住宅とは

- ・住宅に困っている収入の少ない方に対して、低廉な家賃で東京都がお貸しする住宅です。
- ・礼金、保証人、更新料不要です！

【問合せ先】

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎03-3498-8894
午前9時～午後6時（土、日、祝日、年末年始を除く）

東京都住宅政策本部
都営住宅経営部